

資格・実務・総合

ADRの現場から

84 話し合いでトラブルを解決

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証ADR機関の(社)日本不動産仲裁機構の加盟団体であるNPO法人日本住宅性能検査協会の大谷昭二理事長からマンション外壁に関するトラブル事例について解説してもらひ。



大谷昭二理事長

昨今、マンション外壁修繕でトラブルが続発し、裁判となるケースも少なくありません。大阪地裁には建築関連の訴訟を専門に扱う「建築部」があり、そこでは常時10数件が係争中です。ある訴状によると、神戸、三宮の20階建てマンションは05年の完成で、15年に14階のコンクリート面の処理に手続きがあった」と主張し、一方施工会社は、「原因は経年劣化」と争っている状況であるといふことです。

マンション外壁タイル剥離問題解決支援センター

外壁修繕の事例の他にも、マンション大規模修繕に関するトラブルとしては、工事が1~2年で雨漏りが発生したり、ひび割れ部分が再度ひび割れるといったことが起る「施工後に短期間での不具合」や

マンション外壁に話に戻し、ひび割れ部が再び割れると、ようてマンション外壁タイルが剥がれ落ちて人にぶつかってしまうという事故が発生しています。地盤災害の発生が危惧され、その危険性を感じる近隣住民もいます。特に、児童の通学路に位置する老朽化したマンションのタイル剥がれは不安視されています。

そこで、「今のところ実害がない」というような際に活用できるのが、ADRによる話し合いによって不便が発生する可能性がある」ということを周知しておいてください。周知の手段としては、管理組合は施工会社などに約2億4300万円の損害賠償を求める訴訟を起こしました。貼り替えを余儀なくされた管理組合は、「タイルを取り付ける」と主張し、一方施工会社は、「原因は経年劣化」と争っている状況であるといふことです。住民の

目に留まる機会ができるだけ増やすことで、「工事のことD.Rだから」といえるでしょ。

●「マンション外壁タイル剥離問題解決支援センター」
(運営団体 NPO法人日本住宅性能検査協会) 電話03(3524)7215

マンションの外壁修繕

これは、裁判のような争いではなく、「心情の理解」と